

企画提案募集要領

1 募集内容

- (1) 委託事業名 狭山茶の輸出戦略策定等業務
- (2) 業務内容 別添「狭山茶の輸出戦略策定等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から平成30年11月30日まで
- (4) 委託費の限度額 2,160,000円（消費税を含む）

2 応募資格の要件

次の要件を全て満たしている法人とする。

- (1) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加資格を有しない者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は更生手続開始の申立てをされた者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再手続開始の申立てをした者又は申立てをされた者
 - エ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けている者
 - オ 募集の日から審査結果の公表の日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者
- (2) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 業務全体スケジュール

- (1) 企画提案募集開始 5月31日（木）
- (2) 質問受付期間 5月31日（木）～6月6日（水）
- (3) 質問に対する回答 6月8日（金）
- (4) 企画提案書の提出期限 6月12日（火）
- (5) 委託候補者審査委員会実施 6月中旬（予定）
- (7) 審査結果の通知 6月中旬（予定）
- (8) 委託契約の締結 6月中旬（予定）

4 質問事項の受付

- (1) 受付期間
平成30年5月31日（木）～6月6日（水）午後4時まで
- (2) 提出方法
質問事項は、「企画提案募集要領の内容等に関する質問書（様式1）」に質問内容を記載のうえ、FAXにて狭山茶輸出促進協議会事務局あてに送付すること。
なお、簡易なものを除き、口頭での質問は受け付けない。

FAX：048-829-7069

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、一般社団埼玉県茶業協会ホームページに掲載する。

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式2）

企画提案は、別紙「狭山茶の輸出戦略策定等業務委託仕様書」に基づいて作成すること。

イ 法人概要調書（様式3）

ウ 見積書（様式任意）※算出根拠を明示すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本8部

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は「書留」とすること。）

(4) 提出先

狭山茶輸出促進協議会事務局

※ 「10 問い合わせ先及び書類の提出先」を参照。

(5) 提出期限

平成30年6月12日（水）

(6) 応募書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。

(7) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

イ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とする。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。

ウ 企画提案書類の提出後に応募を辞退する場合は、狭山茶輸出促進協議会事務局に対し速やかに連絡するとともに、その旨を文書（様式任意）に記載のうえ提出すること。

エ 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。複数の提案はできない。

オ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

カ 本業務委託に係る説明会は開催しない。

キ 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りでない。

6 委託候補者の選定方法

「業務委託候補者選定委員会」において提案内容を総合的に審査し、1者を委託候補者として選定する。

7 契約の相手方の決定方法

業務内容に関する細目事項等について、契約先候補者と狭山茶輸出促進協議会の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどして委託契約書を締結する。なお、協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

選定後であっても、契約予定者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合は、委託契約を締結しないことがある。

また、契約先候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に契約先候補者に事故ある場合等は、契約先候補者との契約を行わず、次順位の者と協議を行う。

8 審査結果の通知

平成30年6月中旬に選考結果を応募者宛て通知するとともに、受託者の名称を一般社団法人埼玉県茶業協会のホームページで公表する。

9 契約方法

契約予定者と事業内容等の詳細について協議し、契約内容が合意に至った場合は、随意契約により契約を締結する。

10 問い合わせ先及び書類の提出先

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-12-9 (一社)埼玉県茶業協会内

狭山茶輸出促進協議会 事務局

TEL : 048-829-3443 FAX : 048-829-7069

E-mail : saichakyou1@pony.ocn.ne.jp

様式 1

**狭山茶の輸出戦略策定等業務委託
企画提案募集要領の内容等に関する質問書**

法人名

代表者名

連絡先 担当者

電話

E-mail

質問項目	質問内容

様式 2

狭山茶の輸出戦略策定等業務委託
企画提案書

平成 年 月 日

(あて先)
狭山茶輸出促進協議会
会長 長峰 芳宏

企画提案者
主たる事務所の所在地

法人名

代表者氏名 (印)

狭山茶の輸出戦略策定等業務委託企画提案募集要領に基づき、下記のとおり関係書類を添えて企画提案書を提出します。

記

- 1 様式 2 - 1
- 2 様式 3 及び関係書類

(担当者) 所属・役職・氏名
電話
FAX
E-mail

(様式 2 - 1)

1 基本方針

企画・内容の基本方針、視点、特徴、コンセプト等

2 企画・内容

(1) ブランド戦略の策定にあたって留意する点等
(2) 販売戦略の策定にあたって留意する点等
(3) バイヤー向け商品提案書の作成にあたって留意する点

(4) スケジュール

項目	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

3 同様な業務の受託実績

--

※1 具体的に記載すること。

※2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
その場合、適宜様式を補正して、そのすべてを記載すること。

様式 3

法人概要調書

1	法 人 名	
2	所 在 地	〒
3	代 表 者 氏 名	
4	設 立 年 月 日	
5	従 業 員 数	
6	資 本 金	
7	電 話 番 号	
8	F A X 番 号	
9	E - M a i l	

※事業者の定款、約款の写しを添付すること。